

目次

- ① 怪我や事故の予防
- ② ルール・マナーを守る
- ③ **犯罪・トラブルの予防**
- ④ ハラスメントをしない
- ⑤ 建学の精神に反する行為について

目次

・犯罪・トラブルの予防

盗難の予防を

◆盗難被害にあうことの無いよう、自己管理を徹底すること◆

●盗難の主な原因

荷物・財布や貴重品を置いたまま、その場を離れた
自転車等の鍵のかけ忘れていた など

●予防策

財布や貴重品は常に携帯する
荷物を置いたままにしない
鍵をかけたか確認を忘れない（車・バイク（ヘルメット）・自転車、自宅）
総合体育館では貴重品ロッカーを利用する
戸締りをしっかりとする
旅先で、荷物から目を離さない など

犯罪・トラブルの予防

盗難被害にあうことの無いよう、自己管理を徹底すること。

■盗難の主な原因

- ・荷物・財布や貴重品を置いたままにして、その場を離れた。
- ・総合体育館の更衣室に貴重品を、下足室に靴を置いたままにしていた。
- ・自転車の鍵をかけ忘れていた、ヘルメットを置いていたら盗まれた など

■予防策

- ・財布や貴重品は常に携帯する。荷物を置いたままにしない。
- ・鍵をかけたか確認を忘れない（車・バイク（ヘルメット）・自転車、自宅）。
- ・総合体育館では貴重品ロッカーを利用する。 など
- ・戸締りをしっかりと。長期の休み中は旅行や帰省などで家を離れるときは、戸締りをしっかりと、郵便受けに新聞や郵便物がたまらないようにするなど、空き巣に入られないようにしっかりと防犯対策をすること。
- ・旅行先では、荷物から目を離さない、貴重品は必ず身に着けるなど盗難にあわないように注意すること。
- ・家を離れる際は、暖房器具の消し忘れなど火の元にも注意すること。

不審者に遭遇したら

◆不審者や不審な車に遭遇したら、次のことを心がけること◆

- まず、身の安全の確保を
- 立ち向かわずに逃げる
- あわてずに逃げる
- 大声や防犯ブザーで周りに知らせる
- 近隣の住民や店舗等へ助けを求める
- 停車している車に不用意に近づかない
- 動画を撮らずに逃げる

犯罪・トラブルの予防

不審者や車に遭遇したら、次のことを心がけて、決して自ら不審者に近づいたり、立ち向かったりしないように。

- ・あわてない・・・落ち着いて不審者の様子や行動を観察し、あわてず慎重に不審者と距離をとり、その場から離れること。
- ・大声をあげる・・・不審者に近く、危害を受けそうになったら大声をあげて周りの人に知らせ、すぐに逃げること。大声を出す自信がない場合は防犯ブザーでもよい。
- ・逃げるときに背中を見せるのは危険・・・不審者から逃げ出すときは、なるべく目をそらさず、数歩後ずさりして距離をとってから走って逃げること。
- ・近隣の住民等へ助けを求める・・・近隣の住民や店舗などへ、警察への連絡や保護を求めること。まわりの助けを得られない場合は、まず避難してから警察へ通報すること。
- ・停車している車に近づかない・・・停車している車は、特に中に人がいる場合は、服や腕を捕まれたり、車の中に引き入れられない程度に距離を取るようにする。
- ・動画を撮らずに逃げること・・・面白がってスマートフォン等で不審者を撮影せずに、まずは避難すること。

暗い夜道に気をつける

◆夜道を歩くときは、できるだけ明るいところを複数人で通行するように◆

- ・暗い夜道は、ひとりで歩かない
- ・暗い夜道、人通りの少ない道避ける
- ・スマホなどの「ながら」歩きは、不審者に気づきにくい
- ・時折「振り返る」など、油断せずに周りに注意を払う
- ・交通事故に気をつける
- ・防犯ブザーを手元に用意しておく

犯罪・トラブルの予防

夜道を歩くときは、できるだけ明るいところを複数人で通行するようにし、つぎのことを心がけること。

- ・ひとりで歩かない・・・友人といっしょに帰宅する、家族に迎えに来てもらうなど、極力ひとりで暗いところを歩かないようにする。
- ・暗い夜道、人通りの少ない道避ける・・・近道だからと暗い道を通らずに、遠回りでも明るい道や人通りの多い道を通る。
- ・「ながら」歩きをしない・・・スマホや音楽プレイヤーなどを使用しながら歩くと視点が1ヶ所に集中し、不審者が近づいていても気がつきにくくなるので注意。
- ・油断せずに周りに注意を払う・・・夜道を歩くときは時折『振り返る』など、常に周りに注意しながら歩くようにする。雨の日は傘で視界がさえぎられ、雨音で周りの物音に気がつきにくいので特に注意。
- ・交通事故に気をつけて・・・暗くなると、車やバイクの運転手からは歩行者が見えにくくなる。夜間に横断歩道のない車道を横切るなどの行為は危険。
- ・防犯ブザーを用意しておく・・・夜道を歩く際は防犯ブザーを手につくなど、すぐに使えるようにしておくこと。電池切れや故障にも要注意。

危険運転の被害にあったら

◆いわゆる「あおり運転」などの危険運転をしている車にはかかわらないこと◆

- 危険な運転の車には近づかない
- あおられたら道をゆずる
- 運転者の顔を見ない
- 追いかけてくる、車を降りて近づいてくるときは110番通報
- 自分より速い後続車には、道を譲ること
- 自分自身が危険運転をしないこと

犯罪・トラブルの予防

いわゆる「あおり運転」などの危険運転をしている車にはかかわらないこと。

また、このような危険運転、法に反する行為は絶対にしないこと。

・危険な運転の車には近づかない・・・スピードの出すぎ、急発進・急停止、蛇行運転、ふらふらしている、スマートフォンを操作している、こういった車には車間距離を多めにとって近づかないこと。

・あおられたら道をゆずる・・・車間距離をとらずに後ろに接近、幅寄せ、パッシングなどの危険行為をされたら、車線を変更するなどして道を譲ること。

・運転者の顔を見ない・・・危険運転をしている運転手の顔を見たり、目をあわせたり、不必要にクラクションを鳴らしたりしないこと。にらみつけた等のいいがかりをつけられて、さらに危険運転を助長させることになる。

・それでも追いかけてくる、車を降りて近づいてくる・・・駐車場やサービスエリアなど、他車を巻き込む等の事故の恐れがないところまで避難して、110番通報すること。相手が車を降りて近づいて来ても、挑発には乗らずに、ドアをロックして車外に出ないこと。

・自分より速い後続車に道を譲らないのは道路交通法違反・・・なお、自分の車より速い速度で後ろから近づいてきた車に道を譲らないのは、道路交通法違反となる。(参考)道路交通法第三章第四節(第27条以降)

*危険運転は相手のみならず自身の家族等にも大きな被害を与えることになる
もし、自身の危険運転により相手を死傷させた場合に、危険運転致死傷罪が適用されると、
負傷は15年以下の懲役、死亡は1年以上の有期懲役(最大20年)となる。

危険ドラッグ、違法薬物について

◆危険ドラッグ、違法薬物などは、絶対に使用しないこと◆

- 幻覚や幻聴、意識障害、最悪の場合は死に至ることがある。
 - 身体・精神依存が高く、自分の意思ではやめられない
 - 違法行為で、持っているだけでも逮捕・処罰される
 - すすめられたら、逃げてだれかに相談すること
 - すすめてくる人とは縁を切ること
- * 違法ではないが、エナジードリンク等のカフェインの過剰摂取に注意

犯罪・トラブルの予防

家族や周りの方も不幸にする危険ドラッグ、違法薬物は、絶対に使用しないこと。

・危険ドラッグ、違法薬物とは・・・これらは、「お香」や「ハーブ」など、危険ドラッグ・違法薬物だと分からないようにして販売されている。実態は麻薬や覚せい剤と変わらず、使用すると、幻覚や幻聴、意識障害といった影響を及ぼし、最悪の場合は死に至ることがある。

・身体・精神依存が高い・・・安全な危険薬物などはない。依存性が高く、いったん使用すると、自分の意志ではやめられない。使用した人が死亡したり、交通事故を起こしたりするなど、全国で事件が多発している。

・違法行為で、逮捕される・・・大麻や規制薬物は違法。使用はもちろん、持っているだけでも逮捕される。

・「いやだ！」と言おう・・・すすめられても「いやだ」と言おう。言えなければ、そこから逃げよう。危険ドラッグ・違法薬物をすすめる人は、あなたにとって害でしかない。すすめられたら、誰かに相談を。

* カフェインの過剰摂取・・・違法薬物ではないが、エナジードリンクなどによるカフェインの過剰摂取に注意すること。カフェインの過剰摂取は、深刻な場合は死に至ることもあり。

悪徳商法① 訪問販売に注意

◆悪質な販売ははっきりと断り、契約は絶対にしないこと◆

・トラブル事例

水道局員のふりをして、水質や水道管の検査をして浄水器を買わせようとする
設置義務があると言って火災報知機や消火器を買わせようとする

・注意点

契約は絶対にしない

玄関は必ず鍵をかけ、ドアを開けずに対応する

はっきりと断り、不必要な申込みは絶対にしない

名前や電話番号など、個人情報絶対に教えない

しつこい場合は警察へ電話する

犯罪・トラブルの予防

詐欺まがいの悪徳商法によるトラブルが多発している。

いったん契約を交わすと容易に契約を解除することはできない。悪質な販売ははっきりと断り、契約は絶対にしないこと。

■トラブル事例

- ・水道局の職員のふりをして、水質や水道管の検査をして浄水器を販売する。
- ・設置義務があると言って火災報知機や消火器を販売する など

●注意点

- ・契約は絶対にしない。
- ・玄関は必ず鍵をかけ、ドアを開けずに対応する(まずは用件を確認すること)。
- ・興味がないとはっきりと断り、不必要な契約(申込み)は絶対にしない。
- ・名前や電話番号など、個人情報絶対に教えない。
- ・不審者と思ったら迷わず警察へ電話する。
- ・家主やマンションの管理会社へ相談する。
- ・悪質な内容でなくとも、その場で契約せずに家族等へ相談してからにする。

悪徳商法② 仮想通貨詐欺

◆簡単な儲け話や上手い話はありません。甘い言葉はうのみにしないこと◆

・仮想通貨詐欺とは

この仮想通貨（暗号資産）は絶対に価格が上がる、保障があるから損はしないなどと言って購入を勧めてくるなどする。

中学校や高校の同級生等の知人からの、InstagramやLine等のSNSでの誘いは要注意。

・トラブル事例

次のようなことを言って、勧誘してくる

- ・必ず儲かる
- ・毎月何もしなくても一定額が入ってくるので、損はしない
- ・手順通りにすれば簡単に多くの人を勧誘できて、その成果が自分に入ってくる
- ・「お金がないから無理」と断っても、消費者金融で借りればよいと強引に勧めてくる
- ・社長は有名人と知り合いで、業績が伸びて安定している会社だから大丈夫
- ・興味がないと断っても、仮想通貨を学ぶ「セミナー」にしつこく誘ってくる

犯罪・トラブルの予防

簡単な儲け話や上手い話はありません。そもそも、仮想通貨は価格変動リスクを伴うため、将来必ず値上がりするものではなく、価格が急落して損をする可能性がある。この仮想通貨（暗号資産）は絶対に価格が上がる、保障があるから損はしないなどと言って購入を勧めてくるなどするが、甘い言葉はうのみにしないこと。

中学校や高校の同級生等の知人が、仮想通貨で儲かっているから一度話を聞いてみないかと、InstagramやLine等のSNSで誘ってくるのは要注意。

トラブル事例

- ・知人や、セミナーなどの勧誘の際に「必ず値上がりする」または「半年で価格が3倍になるので、代わりに買ってくれれば高値で買い取る」と言われ、儲かると思って仮想通貨を購入したが詐欺だった。
- ・約束通りにお金が戻ってこない、儲かるところか支払ったお金も戻ってこない、言われたとおりに買い取ってもらえない、解約しようとしてもできない、業者と連絡が取れなくなったなどのトラブル。
- ・毎月何もしなくても一定額が入ってくるので損はしないと言っていた。初めのうちはお金（仮想通貨）が入っていたが、そのうち入ってこなくなった。
- ・「お金がないから無理」と断ったら、その場で消費者金融で借りさせられた。しかも、大学生だと高額は借りられないから、借りるときに「社会人」だと言って借りるように指示された。
- ・社長は有名人と知り合いで、業績が伸びて安定している。何年も続いている会社だから大丈夫と言われた。
- ・興味がないと断っても、仮想通貨を学ぶ「セミナー」にしつこく誘ってくる。
- ・仮想通貨について学ぶだけだから、仮想通貨への投資ではない。だから投資詐欺ではないと言ってくる。
- ・説明を聞きたいと言うと、タワーマンションに連れていかれて、なかなか家に帰してもらえない。

悪徳商法② 仮想通貨詐欺

・ 注意点

- ・ 仮想通貨は価格変動するため、価格急落で損をする可能性があることを理解しておく

次の場合は、詐欺の可能性がとても高い

- ・ 暗号資産交換業者として、金融庁や財務局に登録のない会社が運営している
- ・ 業者から電話やメールなどで購入を勧めてくる
- ・ セミナーで「絶対に上がる」とか「金融庁推薦」などと言っている
- ・ 金融庁や財務局の者と名乗る者から購入を勧められる
- ・ 最低購入価格が高額に設定されている
- ・ 会社等の情報が不明確かつ非現実的（1000兆円規模で収益があるなど）
- ・ 一定の値段より絶対に下がらないという価格保証をしている
- ・ 消費者金融で借金させてまで購入をさせようとする
- ・ 契約書（概要書面）や購入代金の受領書等の発行がない

<参考>金融庁 仮想通貨の利用者のみなさまへ、https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/index.html

犯罪・トラブルの予防

注意点－次の場合は、詐欺の可能性がとても高い

- ・ 暗号資産交換業者として、金融庁や財務局に登録のない会社が運営している。
 - ・ 業者から電話やメールなどで購入を勧めてくる。
 - ・ セミナーで「絶対に上がる」とか「金融庁推薦」などと言っている。
 - ・ 金融庁や財務局の者と名乗る者が購入を勧めてくる。
 - ・ 最低購入価格が高額に設定されている。
 - ・ 「日本限定」、「先行販売」と言っ、金融庁に登録されていない仮想通貨を勧めてくる。
 - ・ 会社等の情報が不明確かつ非現実的（1000兆円規模で収益があるなど）。
 - ・ 一定の値段より絶対に下がらないという価格保証をしている。
 - ・ 他人を紹介すれば、紹介料が入ると言う。
 - ・ 消費者金融で借金させてまで購入をさせようとする。
 - ・ 外国の会社で日本法人がないから、契約書が出せない、クーリングオフができないなどと言う。
 - ・ 契約書（法律で義務付けられた概要書面*）や購入代金の受領書等の発行がない。
- *日本国内で行うマルチやネットワークビジネスは連鎖販売取引と呼ばれており、商品を売ったり契約を結ぶ場合には必ず契約内容を明記した「概要書面」を購入者（契約者）に渡すことが法律で義務付けられている。

- ・ 「必ず儲かる」「簡単に儲かる」などという言葉は、真に受けないこと。
- ・ 友人、知人からの誘いであっても信用しないこと。
- ・ 仮想通貨の特性や実体、契約内容がよく分からなければ、契約しないこと。

<参考>金融庁 仮想通貨の利用者のみなさまへ、

https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/index.html

利用者向けリーフレット、利用者の方への注意喚起、仮想通貨交換業の登録業者などが掲載。

悪徳商法③ その他の注意

• マルチ商法

会員になって新たな客を勧誘すれば紹介料が入るといった仕組み
違法行為と気づかずに友人・知人を勧誘して、知らないうちに加害者となることも

• モバイルプランナー (「友達商法」とも言われ、必ずしも違法行為ではない)

InstagramやLINEなどのSNSで「機種変更や携帯会社を変更すれば携帯代が安くなる」
などと言って誘ってくる

「営業経験やスキルを得ることができて就職活動に役立つ」と募集していることが多い

• 注意点

いずれも、自己の利益のために友達関係や信頼を利用しているだけであることを自覚すべき
周囲の信頼や人間関係を壊す可能性が高い行為
紹介したサービスに問題がある場合、友達に迷惑をかけたり、損害を与えることになる

犯罪・トラブルの予防

このような手口に注意を

■マルチ商法・・・商品やサービスの販売員となって利益を得ると同時に、他人を会員になるよう勧誘することで紹介料が手に入る仕組み。「特定商取引に関する法律」により罰せられることもあり、違法行為と気づかずに友人・知人を勧誘して、知らないうちに加害者となることも。

■友達商法(必ずしも違法行為ではないが)・・・「機種変更や携帯会社を変更すれば携帯代が安くなる」、「このことをシェアしてくれたら、お得なチケットが当たるから」などと言って、InstagramやLINEなどのSNSを通じて勧誘をしてくる “モバイルプランナー”が、友達(友情)商法の一例として、よく知られている。

「営業経験やスキルを得ることができ、就職活動に役立つのがモバイルプランナーという仕事で、お金も稼げる」と、販売代理店が大学生を募集していることが多い。完全歩合制の所が多く、契約が取れるまで完全ただ働きの場合もある。

シェアしたら友だちにもメリットがある、情報をシェアするだけなら害がないと考えて、つい加担してしまいがちだが、結局は利益のために友達関係や信頼を利用していることになり、周囲の信頼や人間関係を壊す可能性が高いことは自覚が必要。また、紹介したサービスに問題がある場合、友達に迷惑をかけたり、損害を与えることにもなる。

悪徳商法④ その他の注意

● キャッチセールス

街角でアンケート調査などと言って呼び止めて、最終的には高額商品販売の契約を結ばせる

● 資格商法

「資格が必ず取得できる」と契約させて、次々と高額な教材を売りつける

● その他

- 身に覚えのない請求書等が届く「架空請求詐欺」や、正規の企業などを装ったホームページから個人情報を求める「フィッシング詐欺」などの手口がある

● クーリング・オフ制度

- 不意の訪問販売や、リスクの高いマルチ商法等の取引で契約した場合、一定期間なら無条件で、一方的に契約を解除できる制度（ネット通販などの通信販売は制度の対象外）

参考「クーリング・オフ」国民生活センター http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html

● 望まない契約などに関する相談窓口

消費者ホットライン *局番なしの電話番号「188（いやや）」

犯罪・トラブルの予防

このような手口に注意を

■キャッチセールス・・・街角でアンケート調査などと言って呼び止めて、最終的には高額商品販売の契約を結ばせる。

■資格商法・・・「資格が必ず取得できる」と契約させて、次々と高額な教材を売りつける。

■その他・・・身に覚えのない請求書等が届く「架空請求詐欺」や、正規の企業などを装ったホームページから個人情報を求める「フィッシング詐欺」などの手口がある。

●「クーリング・オフ」制度-それでも契約してしまったときは。

クーリング・オフは、特定商取引法やその他の法律に定められた消費者を守る特別な制度（ネット通販などの通信販売は対象外）。

不意の訪問販売や、リスクの高いマルチ商法等の取引で契約した場合、一定期間なら無条件で、一方的に契約を解除できる。

（国民生活センター参照

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html)

万が一契約してしまった場合、自分で抱え込まずに早めに各地の消費生活センターに相談を。

まずは「消費者ホットライン」局番なしの188番に相談を(188-「いやや」と覚えましょう)。

カルト的宗教団体等の勧誘に注意を

- **多大な人権侵害や人格破壊を行う団体**

家族や友人との関係を否定してくる、金品を要求するなどの行為

- **勧誘の手口**

はじめは、サークル・ボランティア活動、セミナーに行こうなどと言って勧誘してくる
しだいに断りにくい雰囲気をつくり、団体の活動や泊りがけの勉強会に連れて行こうとする

- **注意点**

安易に誘いに乗らないこと、良く知らない人や全く知らない人からの誘いには注意すること
名前や住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報には教えないこと
LINEなどのSNSのアカウントを教えないこと
曖昧な返事をせずに、誘われたらはっきりと断ること
途中で団体の話をしだすなど、話が変わったら注意し、身の危険を感じたらすぐに逃げること
友人や家族に相談すること

犯罪・トラブルの予防

カルト的宗教団体は、はじめはやさしく勧誘してくるが、一度は行ってしまうと脱会することは困難。

家族や友人との関係を否定してくる、金品を要求するなど、多大な人権侵害や人格破壊を行う。

■勧誘の手口としては、

はじめは、サークル・ボランティア活動、セミナーに行こうなどと言って勧誘してくる。

時間をかけて信頼関係を築き、しだいに断りにくい雰囲気をつくりだす。

最終的には、団体の活動や泊りがけの勉強会に連れて行こうとする。

カルト団体の活動に加わってしまうと、自ら脱会する気持ちが喪失してしまう。

学業に支障が出るだけでなく、精神的・肉体的・金銭的にも生活が破綻してしまう。

■注意点

安易に誘いに乗らないこと、良く知らない人や全く知らない人からの誘いには注意すること。

名前や住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報には教えないこと。

LINEなどのSNSのアカウントを教えないこと。

曖昧な返事をせずに、誘われたらはっきりと断ること。

途中で団体の話をしだすなど、話が変わったら注意し、身の危険を感じたらすぐに逃げること。

友人や家族に相談すること。

法テラス（靈感商法等対応ダイヤル）



0120-005931

受付時間 9:30~17:00（平日）

※ 国外からの電話によるお問合せは、050-3383-0010（有料）

※ メールによるお問合せは、[こちら](#)（国内外から利用可）⇒



日本司法支援センター



法テラス

靈感商法に限らない金銭的トラブル、心の悩み、家族の悩み、児童虐待、修学、就労、生活困窮など、

「旧統一教会」問題やこれと**同種の問題**でお悩みの方、

まずは**お電話**ください

※ 「旧統一教会」問題に限らず、これと同様のお悩みを抱えている方々からの相談を幅広くお受けします

※ お悩みに応じた相談窓口をご案内します

※ **経済的に困り**で**法的トラブル**をお抱えの方は、**法テラス**による**無料法律相談**や**弁護士費用等の立替え**をご利用できることがあります

犯罪・トラブルの予防

国の機関、法テラスによる靈感商法相談ダイヤルのご案内です